

藤沢市介護保険サービス事業所物価高騰対応助成金交付要綱

制定 令和5年8月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰により、運営に影響を受けている市内介護保険サービス事業所を対象に、事業所が安定的にサービスを提供できる体制を確保することを目的に、事業継続に向けた支援として、藤沢市介護保険サービス事業所物価高騰対応助成金を交付するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業所

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に定める事業所のうち、別表のサービス種別欄に掲げるサービスを提供する市内に所在する事業所をいう。

(2) 訪問系事業所

別表の事業所区分欄のうち、「訪問系事業所」に係る区分に該当する欄の右欄に掲げるサービスを提供する事業所をいう。

(3) 通所系事業所

別表の事業所区分欄のうち、「通所系事業所」に係る区分に該当する欄の右欄に掲げるサービスを提供する事業所をいう。

(4) 入所・居住系事業所

別表の事業所区分欄のうち、「入所・居住系事業所」に係る区分に該当する欄の右欄に掲げるサービスを提供する事業所をいう。

(5) 利用定員数

交付申請時点において、指定権者に届出を行っている利用定員数（小規模多機能型居宅介護事業所、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所については登録定員数）をいう。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす事業所のうち、市長が適当と認めた者とする。

- (1) 交付申請時点において、現に運営していること。
- (2) 令和5年度中に藤沢市民に対するサービス提供実績があること。
- (3) 事業所を運営する法人の事業計画上、令和6年3月31日までの間、事業の廃止（届出を行わない事実上の廃止を含む。以下同じ。）又は事業の休止（届出を行わない事実上の休止を含む。以下同じ。）をせず、運営を継続する予定であること。
- (4) 事業所を運営する法人が市税を滞納していないこと。

（交付申請）

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、令和5年10月31日までに、藤沢市介護保険サービス事業所物価高騰対応助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定等）

第5条 市長は、前条の規定による助成金の交付申請があったときは、その内容を審査の上、助成の可否を決定し、藤沢市介護保険サービス事業所物価高騰対応助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金交付の決定をする場合において、次のとおり指示又は条件を付けるものとする。

- (1) この助成金の執行が確認できる帳簿等証拠書類を整備し、交付決定日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (2) この助成金の執行について行う調査、指示又は報告の求めがあった場合は、それに協力すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（助成金の交付）

第6条 市長は、前条の規定により助成を行うことを決定したときは、交付を決定した日から起算して30日以内に助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第7条 市長は、第5条の規定による交付決定を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金の交付の条件又はこの要綱の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定による交付決定の取消しを行ったときは、藤沢市介護保険サービス事業所物価高騰対応助成金交付決定取消通知書(様式第3号)により、当該取消しに係る交付対象者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取消した場合において、助成金の取消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(助成金の額)

第9条 助成金の額は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 訪問系事業所

別表のサービス種別欄に定める事業所ごとに、同表の基準額(月額)欄の額に令和5年度の運営予定月数を乗じた額とする。

(2) 通所系事業所及び入所・居住系事業所

別表のサービス種別欄に定める事業所ごとに、同表の利用定員数欄に定める区分に応じ、基準額(月額)欄の額に令和5年度の運営予定月数を乗じた額とする。

2 前項に規定する運営予定月数は、月の途中において事業所の運営を開始する場合は、当該月を運営予定月数に含めないものとする。

(利用者への還元)

第10条 この助成金の交付を受けた者は、助成の趣旨に従い、利用者への経済的還元を努めるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、交付の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日に限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

事業所区分	サービス種別	利用定員数	基準額（月額）
訪問系事業所	居宅介護支援	/	4,000円
	介護予防支援		
	訪問介護		
	訪問入浴		
	訪問看護		
	訪問リハビリテーション		
	福祉用具貸与		
	特定福祉用具販売		
	夜間対応型訪問介護		
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
通所系事業所	通所介護	10人以下	12,000円
	通所リハビリテーション	11～30人	24,000円
	小規模多機能型居宅介護	31～50人	48,000円
	看護小規模多機能型居宅介護	51～70人	72,000円
	認知症対応型通所介護	71～90人	96,000円
	地域密着型通所介護	91～110人	120,000円
入所・居住系事業所	介護老人福祉施設	10人以下	22,500円
	介護老人保健施設	11～30人	45,000円
	介護医療院	31～50人	90,000円
	特定施設入居者生活介護	51～70人	135,000円
	短期入所生活介護	71～90人	180,000円

事業所区分	サービス種別	利用定員数	基準額（月額）
入所・居住系事業所	短期入所療養介護	91～110人	225,000円
	認知症対応型共同生活介護	111～130人	270,000円
	地域密着型特定施設入居者生活介護	131人以上	315,000円
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		

（備考）

- 1 各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定型に限る。）を含む。
- 2 介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱う。
- 3 訪問型サービスと訪問介護、通所型サービスと通所介護又は地域密着型通所介護の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱う。
- 4 事業所の空床を用いて実施している短期利用については、補助の対象としない。
- 5 福祉用具貸与と特定福祉用具販売の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱う。